

議事要旨(1) 実務対応報告公開草案「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について

冒頭に西川副委員長より、本公開草案については、前回の企業会計基準委員会(平成18年5月12日開催)での議論を踏まえ、表現を中心に修正を行っており、今回の企業会計基準委員会にて公表の議決を行う予定であるとの説明があった。

続いて、秋葉統括研究員から、本公開草案は早期の公表を要請されており、現行の基準の確認でもあることから、1か月よりも短いコメント期間(コメント期限を6月30日)としてはどうかとの説明があった。前回委員会からの主な変更点については、以下のとおりである。

(1) 全体の考え方

具体的な定めの前に全体の考え方がまとまっていた方がよいとの指摘があることから、冒頭に考え方を提示した。

(2) 緊密者の判定(緊密な関係の有無)

日本公認会計士協会の監査委員会報告第60号2(4)に準じる取扱いとしていたが、脚注で当該監査委員会報告の参照を求めることとどめ、具体的な要件を本文に記載することとした。

(3) 投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっての留意事項

「出資者が投資事業組合の業務執行権の100分の40以上を有していない場合でも、出資額(又は資金調達額)の総額の大半を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の大半を享受又は負担する場合等」との記述については、下線部を「半分を超える多くの額」とした。

(4) 例示の追加

親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等(投資事業組合)を支配している場合において、具体的にどのような場合に当該他の会社(投資事業組合)が子会社となるのかについて、「出資者である親会社等が当該投資事業組合の業務執行権を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行権が、当該投資事業組合の業務執行権の過半の割合を占め、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実が認められる場合が該当する。」との事例を追加した。

委員等からの主な発言及びそれに対する事務局の回答は以下のとおりである。

- ・ 本実務対応報告の適用に伴い会計処理を変更する場合の取扱いを明記した方が実務上有益であるとの指摘があり、これに対しては、必要があれば適宜今後の議論で検討するとの説明があった。
- ・ (3)の変更を加えた趣旨及び「半分を超える多くの額」の具体的な水準について質問があった。これに対しては、明確な数値基準を設けることによる弊害を避ける観点で定性的な表現としていたが、大部分とした場合には90%以上といったかなり高い水準と捉えられる可能性があるため、少なくとも2/3以上の場合には該当するものと読めるような

表現の工夫を行ったものであるとの回答があった。

- ・ 本公開草案では投資事業組合の損益分配の過半を享受又は負担するという、一般の会社にはない要件がおかれているが、これは組合に固有の問題ではなく、一般の会社にもあてはまる議論であるため、今後より一般的に、連結の範囲に関する論点として検討してはどうかとの問題提起があった。これに対しては、組合の契約自治という特徴を重視して本公開草案に盛り込んだ要件であるが、一般の会社でも種類株式によって損益分配をフレキシブルに行えるという側面はあるため、今後検討することとした。
- ・ SPC の連結問題への対応に関する質問があった。これに対しては、特別目的会社専門委員会において、今後 SPC に関する開示の充実から検討していく予定であるとの説明があった。

以上の議論後、内容については変更なし、字句修正については委員長に一任する、コメント募集期間は 1 か月よりも短い期間とする、との前提で採決が行われ、出席委員 13 名全員の賛成により、公開草案の公表が議決された。

以 上